



# 三重県公報

令和4年9月27日 (火)

第 349 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
56	長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(住 宅 政 策 課)	2
<b>告 示</b>			
597	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	16
598	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	16
599	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	( 同 )	17
600	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	17
601	保安林の指定施業要件を変更する旨	(治 山 林 道 課)	17
602	同伴	( 同 )	18
603	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	18
604	特定計量器の定期検査の実施	(計 量 検 定 所)	18
<b>公 安 委 告 示</b>			
24	運転免許取得者等教育の認定に関する規則の規定に基づく法人の名称、住所及び代表者の氏名の変更の届出	(公 安 委 員 会)	19
<b>公 告</b>			
	労働組合法施行令の規定により労働者委員の候補者の推薦を求める旨	(雇 用 対 策 課)	19
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	22
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	22
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	落札者を決定した旨	(税 務 企 画 課)	22

規 則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年九月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十六号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年三重県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事が必要と認める図書)</p> <p>第三条 省令第二条第一項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第五条第一項、第二項若しくは第五項から第七項までの規定による認定又は法第八条第一項若しくは法第九条第一項若しくは第三項の規定による変更の認定の申請にあつては、維持保全計画書（第一号様式）</p> <p>二 当該申請に係る住宅又はその部分が、登録住宅型式性能認定等機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。）第四十四条第三項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下この号及び次条第一号において同じ。）が行う住宅型式性能認定（品確法第三十一条第一項に規定する住宅型式性能認定をい、登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。）を受けた型式に適合するものである場合にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書をい、登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。次条第一号において同じ。）の写し又は当該写しの情報を記録した磁気ディスク、シー・デイ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるもの（次条第三号において「磁気ディスク等」という。）</p> <p>三 当該申請に係る住宅又はその部分が、品確法第四十条第一項に規定する認証型式住宅部分等である場合にあつては、当該認証型式住宅部分等に係る型式住宅部分等製造者認証書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書をいう。）の写し</p>	<p>(知事が必要と認める図書)</p> <p>第三条 省令第二条第一項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第五条第一項、第二項若しくは第五項の規定による認定又は法第八条第一項若しくは法第九条第一項若しくは第三項の規定による変更の認定の申請にあつては、維持保全計画書（第一号様式）</p> <p>二 建築をしようとする住宅又はその部分が、登録住宅型式性能認定等機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。）第四十四条第三項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下この号及び次条第一号において同じ。）が行う住宅型式性能認定（品確法第三十一条第一項に規定する住宅型式性能認定をい、登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。）を受けた型式に適合するものである場合にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書をい、登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。次条第一号において同じ。）の写し又は当該写しの情報を記録した磁気ディスク、シー・デイ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるもの（次条第三号において「磁気ディスク等」という。）</p> <p>三 建築をしようとする住宅又はその部分が、品確法第四十条第一項に規定する認証型式住宅部分等である場合にあつては、当該認証型式住宅部分等に係る型式住宅部分等製造者認証書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書をいう。）の写し</p>

四 (略)

五 当該申請に係る住宅が、第五条第一号から第五号までに定める基準に適合することを確認した旨を記載した書類

六 第五条第二号から第四号までの区域（同条第三号に掲げる区域にあつては、景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第七項各号に掲げる行為に該当する場合を除く。）内にあつては、当該申請に係る住宅が当該各号で定める計画及び協定に適合することを証する書面の写し

七 当該申請に係る住宅が、第六条各号に定める基準に適合することを確認した旨を記載した書類

八 法第五条第六項又は第七項の規定による認定の申請にあつては、工事履歴を記載した書類

九、十一 (略)

(知事が不要と認める図書)

第四条 省令第二条第三項の知事が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。

一 前条第二号の住宅型式性能認定書の写しの提出があつた場合に、当該住宅型式性能認定書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認定又は確認を受けた型式に係るものに限る。）において住宅性能評価（品確法第五条第一項に規定する住宅性能評価をいう。次号において同じ。）の申請において明示することを要しない事項（登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画又は法第五条第六項に規定する長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定の申請において明示することを要しない事項）として指定された事項が、省令第二条第一項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてを満たすこととなるときは、当該図書

一、四 (略)

(居住環境の維持及び向上への配慮に関する認定基準)

第五条 法第六条第一項第三号に規定する居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることの基準は、次に掲げるものとする。

一 当該申請に係る住宅が、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設の区域外にあること。

二 都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等の区域にあつては、当該申請に係る住宅が、当該地区計画等に適合すること。

三 景観法第八条第一項に規定する景観計画の区域にあつては、当該申請に係る住宅が、当該景観計画に適合すること。

四 (略)

五 建築をしようとする住宅が、第五条第一号から第五号までに定める基準に適合することを確認した旨を記載した書類

六 第五条第二号から第四号までの区域（同条第三号に掲げる区域にあつては、景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第七項各号に掲げる行為に該当する場合を除く。）内にあつては、建築をしようとする住宅が当該各号で定める計画及び協定に適合することを証する書面の写し

七 建築をしようとする住宅が、第六条各号に定める基準に適合することを確認した旨を記載した書類

八、十 (略)

(知事が不要と認める図書)

第四条 省令第二条第三項の知事が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。

一 前条第二号の住宅型式性能認定書の写しの提出があつた場合に、当該住宅型式性能認定書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認定又は確認を受けた型式に係るものに限る。）において住宅性能評価（品確法第五条第一項に規定する住宅性能評価をいう。次号において同じ。）の申請において明示することを要しない事項（登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項）として指定された事項が、省令第二条第一項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてを満たすこととなるときは、当該図書

一、四 (略)

(居住環境の維持及び向上への配慮に関する認定基準)

第五条 法第六条第一項第三号に規定する居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることの基準は、次に掲げるものとする。

一 建築をしようとする住宅が、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設の区域外にあること。

二 都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等の区域にあつては、建築をしようとする住宅が、当該地区計画等に適合すること。

三 景観法第八条第一項に規定する景観計画の区域にあつては、建築をしようとする住宅が、当該景観計画に適合すること。

四 景観法第八十一条第一項に規定する景観協定の区域にあつては、当該申請に係る住宅が、当該景観協定に適合すること。

五 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十九条に規定する建築協定の区域のうち知事が指定する区域にあつては、当該申請に係る住宅が、当該建築協定に適合すること。

六 （略）

（自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮に関する認定基準）

第六条 法第六条第一項第四号に規定する自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであることの基準は、次に掲げるものとする。

一 当該申請に係る住宅が、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項に規定する地すべり防止区域の区域外にあること。

二 当該申請に係る住宅が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の区域外にあること。

三 当該申請に係る住宅が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域の区域外にあること。

四 当該申請に係る住宅が、建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域の区域外にあること。

（認定長期優良住宅の建築工事の完了報告）

第七条 法第十一条に規定する認定計画実施者（第十条において「認定計画実施者」という。）は、法第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅の建築工事が完了したときは、速やかに、認定長期優良住宅建築等計画（法第九条第一項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。）に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書（第二号様式）に次に掲げる図書及び書類を添えて知事に提出しなければならない。

一・二 （略）

（住宅の建築又は維持保全の取りやめの申出）

第八条 法第十四条第一項第二号の申出は、認定長期優良住宅建築等計画等（認定長期優良住宅建築等計画又は法第十条第二号ロに規定する認定長期優良住宅維持保全計画をいう。以下同じ。）に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（第四号様式）に省令第六条又は第九条の通知書を添えて知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第九条 法第五条第一項から第七項まで、第八条第一項、第九条第一項若しくは第三項又は第十条の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当

四 景観法第八十一条第一項に規定する景観協定の区域にあつては、建築をしようとする住宅が、当該景観協定に適合すること。

五 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十九条に規定する建築協定の区域のうち知事が指定する区域にあつては、建築をしようとする住宅が、当該建築協定に適合すること。

六 （略）

（自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮に関する認定基準）

第六条 法第六条第一項第四号に規定する自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであることの基準は、次に掲げるものとする。

一 建築をしようとする住宅が、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項に規定する地すべり防止区域の区域外にあること。

二 建築をしようとする住宅が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の区域外にあること。

三 建築をしようとする住宅が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域の区域外にあること。

四 建築をしようとする住宅が、建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域の区域外にあること。

（認定長期優良住宅の建築工事の完了報告）

第七条 法第十一条に規定する認定計画実施者（第十条において「認定計画実施者」という。）は、法第十条第二号に規定する認定長期優良住宅の建築工事が完了したときは、速やかに、認定長期優良住宅建築等計画（法第九条第一項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。）に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書（第二号様式）に次に掲げる図書及び書類を添えて知事に提出しなければならない。

一・二 （略）

（住宅の建築又は維持保全の取りやめの申出）

第八条 法第十四条第一項第二号の申出は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（第四号様式）に省令第六条又は第九条の通知書を添えて知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第九条 法第五条第一項から第五項まで、第八条第一項、第九条第一項若しくは第三項又は第十条の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当

<p>該申請を取り下げようとするときは、<u>長期優良住宅建築等計画等の認定申請取下届（第五号様式）</u>により、正一部及び副一部を知事に届け出なければならない。 （認定しない旨の通知）</p>	<p>該申請を取り下げようとするときは、<u>長期優良住宅建築等計画の認定申請取下届（第五号様式）</u>により、正一部及び副一部を知事に届け出なければならない。 （認定しない旨の通知）</p>
<p>第十一条 知事は、法第五条第一項から第七項まで、第八条第一項又は第九条第一項若しくは第三項の規定による認定の申請に係る計画が法第六条第一項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、<u>長期優良住宅建築等計画等を認定しない旨の通知書（第七号様式）</u>により申請者に通知するものとする。 （地位の承継を承認しない旨の通知）</p>	<p>第十一条 知事は、法第五条第一項から第五項まで、第八条第一項又は第九条第一項若しくは第三項の規定による認定の申請に係る計画が法第六条第一項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、<u>長期優良住宅建築等計画を認定しない旨の通知書（第七号様式）</u>により申請者に通知するものとする。 （地位の承継を承認しない旨の通知）</p>
<p>第十二条 知事は、法第十条の規定による承認の申請を承認しないときは、<u>認定長期優良住宅建築等計画等に係る地位の承継を承認しない旨の通知書（第八号様式）</u>により申請者に通知するものとする。 （改善命令）</p>	<p>第十二条 知事は、法第十条の規定による承認の申請を承認しないときは、<u>認定長期優良住宅建築等計画に係る地位の承継を承認しない旨の通知書（第八号様式）</u>により申請者に通知するものとする。 （改善命令）</p>
<p>第十三条 法第十三条第一項から第三項までに規定する改善命令は、<u>認定長期優良住宅建築等計画等</u>に関する改善命令書（第九号様式）により行うものとする。 （認定の取消し）</p>	<p>第十三条 法第十三条第一項から第三項までに規定する改善命令は、<u>認定長期優良住宅建築等計画</u>に関する改善命令書（第九号様式）により行うものとする。 （認定の取消し）</p>
<p>第十四条 法第十四条第二項の規定による計画の認定の取消しの通知は、同条第一項第一号又は第三号に該当する場合にあつては、<u>認定長期優良住宅建築等計画等の認定取消通知書（第十号様式）</u>により、同項第二号に該当する場合にあつては、取りやめの申出に基づく<u>認定長期優良住宅建築等計画等の認定取消通知書（第十一号様式）</u>により行うものとする。</p>	<p>第十四条 法第十四条第二項の規定による計画の認定の取消しの通知は、同条第一項第一号又は第三号に該当する場合にあつては、<u>認定長期優良住宅建築等計画の認定取消通知書（第十号様式）</u>により、同項第二号に該当する場合にあつては、取りやめの申出に基づく<u>認定長期優良住宅建築等計画の認定取消通知書（第十一号様式）</u>により行うものとする。</p>

第二号様式から第十一号様式までを次のように改める。

第 2 号様式 (第 7 条関係)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

報告者 (認定計画実施者)	住所	〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
	氏名	〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定計画実施者の連絡先  
認定長期優良住宅の住所 (住居表示又は代表地番)  
  
電話番号
- 5 認定長期優良住宅建築等計画に基づき住宅の建築工事が完了したことを確認した建築士  
( 級) 建築士 ( ) 登録第 号  
氏名  
( 級) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
所在地  
名称

(規格 A 4)

第 3 号様式 (第 7 条関係)

認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定計画実施者 様

確認者 ( 級) 建築士 ( ) 登録第 号  
氏 名  
( 級) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
所在地  
名 称

次のとおり、認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨を確認しました。

	確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	照合結果(不適の場合には、その内容)
構造躯体等の劣化対策				
耐震性				
可変性				
維持管理・更新の容易性				
高齢者等対策				
省エネルギー対策				
居住環境				
住戸面積				

(規格 A 4)

第 4 号様式（第 8 条関係）

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく  
住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所 } 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地  
申出者（認定計画実施者）  
氏名 } 法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるので、次のとおり申し出ます。

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置

（規格 A 4）



長期優良住宅建築等計画等の認定申請取下届

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者 (認定計画実施者) 住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく申請を取り下げますので、次のとおり届け出ます。

- 1 申請年月日  
年 月 日
- 2 申請根拠条項  
法第 条第 項
- 3 確認の特例の有無 (法第 6 条第 2 項に基づく申出)  
有 無
- 4 申請に係る住宅の位置
- 5 取下理由

第 6 号様式 (第 10 条関係)

<p style="font-size: 1.2em;">軽 微 な 変 更 届</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p>三重県知事 宛て</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">住 所 申請者 氏 名</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第 7 条の規定による軽微な変更をしたので届け出ます。</p>			
変 更 の 内 容	工 事 の 完 了 予 定 時 期 の 変 更 ( 6 月 以 内 の 変 更 )	新	
		旧	
	工 事 の 着 手 予 定 時 期 の 変 更 ( 6 月 以 内 の 変 更 )	新	
		旧	
	譲 受 人 の 決 定 の 予 定 時 期 の 変 更 ( 6 月 以 内 の 変 更 )	新	
	旧		
そ の 他			
認 定 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号	設 計 者 等 連 絡 先	氏 名 電 話
主 要 用 途		工 事 種 別	
認 定 に 係 る 住 宅 の 位 置			
変更理由          			
受 付 欄	備 考		

## 長期優良住宅建築等計画等を認定しない旨の通知書

年 月 日

様

三重県知事

印

下記の申請については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、三重県（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 記

1 申請年月日

年 月 日

2 申請者の住所

3 申請に係る住宅の位置

4 認定しない理由

## 第 8 号様式（第 12 条関係）

認定長期優良住宅建築等計画等に係る地位の承継を承認  
しない旨の通知書

年 月 日

様

三重県知事

印

下記の申請については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による承認をしないこととしたので、これを通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、三重県（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 記

1 申請年月日

年 月 日

2 申請者の住所

3 申請に係る住宅の位置

4 承認しない理由

## 認定長期優良住宅建築等計画等に関する改善命令書

年 月 日

様

三重県知事 印

下記の認定長期優良住宅建築等計画等について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条第 項の規定により、改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、三重県（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限

## 認定長期優良住宅建築等計画等の認定取消通知書

年 月 日

様

三重県知事

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第 号の規定に基づき、下記の認定長期優良住宅建築等計画等について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、これを通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、三重県（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 取消理由

第 11 号様式（第 14 条関係）

取りやめの申出に基づく認定長期優良住宅建築等計画等の  
認定取消通知書

年 月 日

様

三重県知事

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定に基づき、  
年 月 日付で申出のあった下記の認定長期優良住宅建築等計画等について、その認定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき、これを通知します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されている申請書等に係る改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(三重県事務決裁及び委任規則の一部改正)

- 4 三重県事務決裁及び委任規則（平成十四年三重県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一県土整備部住宅政策課の表中「長期優良住宅建築等計画」の下に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加える。

告 示

三重県告示第 597 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 9 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
もりした整形外科	四日市市山之一色町 2414 番地 1	令和 4 年 8 月 1 日
すがや皮フ科クリニック	四日市市小杉町 474 番地 1	令和 4 年 8 月 1 日
津ごとう整形外科クリニック	津市河芸町東千里 110-1	令和 4 年 9 月 1 日
四日市歯科医師会口腔ケアステーション・訪問歯科診療所	四日市市本町 9 番 12 号 四日市歯科医師会館 3 階	令和 4 年 9 月 1 日
中谷歯科医院	名張市栄町 2823-1	令和 4 年 6 月 1 日
鎌田薬局	松阪市鎌田町字中保 651-18 バレン タインB	令和 4 年 8 月 1 日
健やか薬局虹が丘店	松阪市上川町 215 番地 1	令和 4 年 9 月 1 日
クスリのアオキ明和薬局	多気郡明和町大字馬之上 942 番地 4	令和 4 年 9 月 1 日
訪問看護ステーション ここな	津市久居小野辺町 1163 番地 5	令和 4 年 8 月 1 日
訪問看護ステーション 松本クリニック	松阪市駅部田町 1619 番地の 45	令和 4 年 8 月 1 日
訪問看護リハビリテーションCOCORO	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3799-1	令和 4 年 8 月 1 日

三重県告示第 598 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 9 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
村田医院	四日市市下之宮町 150-1	令和 4 年 7 月 31 日
すがや皮フ科クリニック	四日市市小杉町 474 番地 1	令和 4 年 7 月 31 日
もりした整形外科	四日市市山之一色町 2414 番地 1	令和 4 年 7 月 31 日
森歯科医院	伊勢市宮町 1-13-8	令和 4 年 7 月 26 日
本木薬局鎌田店	松阪市鎌田町字中保 651-18 バレン	令和 4 年 7 月 31 日



	タイムB	
--	------	--

**三重県告示第 599 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 9 月 27 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
もりした整形外科	四日市市山之一色町 2414 番地 1	令和 4 年 8 月 1 日
すがや皮フ科クリニック	四日市市小杉町 474 番地 1	令和 4 年 8 月 1 日
津ごとう整形外科クリニック	津市河芸町東千里 110-1	令和 4 年 9 月 1 日
四日市歯科医師会口腔ケアステーション・訪問歯科診療所	四日市市本町 9 番 12 号 四日市歯科医師会館 3 階	令和 4 年 9 月 1 日
中谷歯科医院	名張市栄町 2823-1	令和 4 年 6 月 1 日
鎌田薬局	松阪市鎌田町字中保 651-18 バレןタイムB	令和 4 年 8 月 1 日
健やか薬局虹が丘店	松阪市上川町 215 番地 1	令和 4 年 9 月 1 日
クスリのオオキ明和薬局	多気郡明和町大字馬之上 942 番地 4	令和 4 年 9 月 1 日
訪問看護ステーション ここな	津市久居小野辺町 1163 番地 5	令和 4 年 8 月 1 日
訪問看護ステーション 松本クリニック	松阪市駅部田町 1619 番地の 45	令和 4 年 8 月 1 日
訪問看護リハビリテーションCOCORO	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3799-1	令和 4 年 8 月 1 日

**三重県告示第 600 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 9 月 27 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
村田医院	四日市市下之宮町 150-1	令和 4 年 7 月 31 日
すがや皮フ科クリニック	四日市市小杉町 474 番地 1	令和 4 年 7 月 31 日
もりした整形外科	四日市市山之一色町 2414 番地 1	令和 4 年 7 月 31 日
森歯科医院	伊勢市宮町 1-13-8	令和 4 年 7 月 26 日
本木薬局鎌田店	松阪市鎌田町字中保 651-18 バレןタイムB	令和 4 年 7 月 31 日

**三重県告示第 601 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和 4 年 9 月 27 日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いなべ市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

**三重県告示第 602 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和 4 年 9 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いなべ市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

**三重県告示第 603 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 9 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン伊賀上野  
伊賀市四十九町 1850 番ほか
- 2 伊賀市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 4 年 9 月 27 日から同年 10 月 27 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

**三重県告示第 604 号**

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、多気郡において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 k g を超えるはかりを除く。）。

令和 4 年 9 月 27 日

三重県知事 一見勝之

実施の期日		実施の場所
令和4年11月7日(月)	午前10時30分から 午後2時まで	大台町林業総合センター
令和4年11月8日(火)	午前10時30分から 午後3時まで	グリーンプラザおおだい
令和4年11月9日(水)	午前10時30分から 午後3時まで	大台町立就業改善センター
令和4年11月10日(木)	午前10時30分から 午後2時まで	多気町立勢和公民館
令和4年11月11日(金)	午前10時から 午後2時まで	BANKYO文化会館(多気町民文化会館)
令和4年11月24日(木)	午前10時から 午後2時まで	大淀会館
令和4年11月25日(金)	午前10時から 午後2時まで	いつき会館

**公安委 告 示**

**三重県公安委員会告示第24号**

運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第2項の規定により、運転免許取得者等教育の認定に関する告示(令和4年三重県公安委員会告示第15号)の一部を次のように改正します。

令和4年9月27日

三重県公安委員会委員長 長 江 正

法人の名称、住所及び代表者の氏名	
変更後	変更前
株式会社中勢自動車学校 鈴鹿市寺家六丁目1番20号 櫛田 拓 真	株式会社中勢自動車学校 鈴鹿市寺家六丁目1番20号 櫛田 浩 哉
ホンダモビリティランド株式会社 三重県鈴鹿市稲生町7992番地 田 中 薫	株式会社モビリティランド 東京都中央区八重洲二丁目6番20号 大 島 裕 志

**公 告**

三重県労働委員会委員のうち、労働者委員に1名の欠員が生じるので、補充委員を任命するため、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、次のとおり労働者委員の候補者の推薦を求めます。

令和4年9月27日

三重県知事 一見勝之

1 推薦資格

三重県内にのみ組織を有し、かつ、労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合

2 被推薦者の資格

委員候補者に推薦される者の資格については、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない者であること。

3 推薦期間

令和4年9月27日（火）から同年10月26日（水）まで

#### 4 推薦手続

候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を三重県雇用経済部雇用対策課へ提出してください。

- (1) 別記様式の推薦書
- (2) 被推薦者の履歴書
- (3) 推薦に係る労働組合が、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の三重県労働委員会の証明書

なお、この証明書の交付を受けるためには、令和4年10月14日（金）正午までに三重県労働委員会宛てに労働組合資格審査申請書を提出する必要があります。不明な点は三重県労働委員会事務局（電話 059-224-3033）へお問い合わせください。

#### 5 その他

詳細については、三重県雇用経済部雇用対策課（津市広明町13番地 電話 059-224-2454）までお問い合わせください。

別記様式

三重県労働委員会委員推薦書

三重県知事 宛て

年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

印

労働組合法施行令第 21 条第 1 項の規定により、三重県労働委員会の労働者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏名	年齢	労働組合名	地位	備考

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和 4 年 9 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（水準測量）
- 2 作業期間  
令和 4 年 10 月 3 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域  
桑名市の一部及び桑名郡木曾岬町の一部

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 9 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 9 月 12 日	三重郡菰野町大字諏訪字北浦 3789-3	三重郡菰野町大字諏訪 1894-13 野 呂 佳 弘
令和 4 年 9 月 13 日	いなべ市大安町門前字西山 2409-1 ほか 1 筆	愛知県名古屋市港区藤前 5 丁目 530 株式会社名古屋サンギ 代表取締役 林 光 明

**特定調達公告**

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 4 年 9 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 自動車税種別割納税通知書等に係る印刷及び封入封緘等業務委託
- 2 担 当 部 局 津市広明町 13 番地  
三重県総務部税務企画課
- 3 落札者決定日 令和 4 年 8 月 30 日
- 4 落 札 者 三重県四日市市安島 1 丁目 5-10 KOSCO 四日市西浦ビル 6B  
サンメッセ株式会社三重営業所 所長 水上 大雄
- 5 落 札 金 額 入札価格 62,800,000 円  
契約金額 69,080,000 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和 4 年 7 月 15 日

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---